

法定外公共物(水路)の占用許可申請について

令和8年4月

□水路の占用とは

水路は、農業用に供されるだけでなく、雨水排水施設として日常生活の中でも重要な役割があります。また、公共的施設（上下水道、電柱、地下電線等）設置のためのスペースや沿道の土地から道路へ出入りするために水路に橋や蓋を架ける場合、建築足場等の仮設物を設置する場合等様々な目的に利用されています。これら水路の一部に工作物等を設けるものを占有物といい、これらを継続的に使用することを水路の占用といいます。

□許可の手続きと要件

市の管理する水路の一部を使用される方（会社や法人を含む）は、明石市法定外公共物管理条例に基づき、法定外公共物の占用許可の申請を行い、市長の許可を受ける必要があります。但し、市道路管理区域内の蓋架等は、道路法第24条・32条による申請となります。

□許可の基準

1. 水路の占用許可は、水路の機能及び管理等に支障のない範囲において、公益上必要な場合に許可され、以下の事項について審査をします。

- (1)将来においても水路の機能が維持され、管理に支障がない占用の形態であること。
- (2)占用する面積、個所等は、必要最小限のものであること。
- (3)占有物の構造は、利用者及び第三者に対する安全が確保され、常に良好な状態で維持管理されること。
- (4)水路底までの落差が70cmを超える場合、高さ1.1m程度の転落防止柵等を設置し、安全対策をとること。

2. 「公益上必要な場合」とは、以下の事項をいいます。

- (1)沿道の土地から蓋や橋などで水路に日常生活に必用な通路・進入路を設ける場合。
- (2)公共的施設（電柱、電信柱、上下水道管、ガス管等）を設置する場合。
- (3)その他、市長が公益上特に必要と認める場合。

□許可申請に必要な書類

- (1)法定外公共物占用許可申請書「**2部提出してください**」（1部は写しで可）」
- (2)占用場所及びその付近を示した位置図（占用場所を赤印で表示）
- (3)公図（国土調査図等）の写し（占用場所を赤印で表示）
- (4)平面図、求積図、縦断面図、横断面図（各図は縮尺を明示）

具体的な占有物の配置、構造、路面や水路底との高さ・幅・延長等が分かるもので、細部が分かりにくい場合は、拡大図を作成してください。また、求積図は、平面図の中に数量計算や面積を記入しても可とします。

(5)構造図

配筋図、舗装復旧、耐荷重、転落防止柵等を具体的に記載してください。

(6)耐荷重計算書（水路構造物、蓋架工作物）

蓋や橋の設置や水路構造物を改造する場合は、耐荷重計算書や使用製品カタログ等を添付してください。また、原則として14 t荷重以上（但し、使用状況等により協議します。グレーチングは受枠付き）に対応できる構造物としてください。

(7)利害関係人の同意書

施工に際して混乱を回避するため、事前に関係する水利組合等の利害関係人の同意を得てください。

(8)現況写真

施工前の水路の状況、設置箇所等を確認します。

(9)法定外公共物工事完了届

工事完了後、速やかに位置図、完了写真、完成図、許可証写等を添付した法定外公共物工事完了届を提出してください。

(10)その他市長が求める書面

※ 申請書類を受付してから審査を行い、通常3週間以内に許可書を交付します。尚、許可した内容と異なる施工がされた場合等は、条例に基づき撤去命令若しくは許可の取消等になることもありますのでご了承ください。

□ 占用許可期間

占用の許可期間は、5年以内となっています。但し、占用期間の更新をされる場合は、期間更新申請書を期間満了日の30日前までに提出してください。

□ 占用料金と減免

水路の占用を許可した場合、申請者から占用料を徴収しますので、納付書により占用許可日から1ヶ月以内に納付してください。

1. 占用料

(1)通路・進入路については、1ヶ月・1㎡あたり100円です。

(2)上記以外については、明石市道路占用料徴収条例に準じます。(別表参照)

2. 減免

沿道の土地から出入りするため、1件あたり幅が4m以下の通路・進入路を設置する場合や開発行為における分譲マンション等にかかる通路・進入路及び位置指定道路を設置する場合、日常生活に必要な上下水道管や各戸に引込むガス管等は、占用料が免除される場合がありますので、占用料減免申請書を一部提出して下さい。

□ 変更の届出

占用許可を受けたもので、占有者の名義や住所が変わった場合や権利の譲渡及び廃止等が発生した場合は、速やかに下記の届出先に所定の様式で申請をしてください。

□ 申請の届出先

明石市産業振興室農業政策課

基盤整備係	電話	078-918-5017
	ファックス	078-918-5126

申請した日付を記入

法定外公共物占用許可申請書

「記入例」

令和 ○年 ○月 ○日

明石市長 様

占用の許可（許可事項の変更の許可）を受けたいので、明石市法定外公共物管理条例第5条第1項（第3項）の規定により申請します。

担当者又は代理人の氏名（連絡先）

申請者	住所	〒○○○-○○○ 明石市中崎1丁目5番1号		担当者	大久保 二郎 (090-○○○-○○○○)	
	氏名	明石 太郎 ※法人の場合は (○○株式会社 代表取締役 ○○○)		電話	078-○○○-○○○○	
申請区分	新規・変更・その他（ ） 区分を○で囲む					
工事場所	明石市大久保町大窪○○○番 地先 占用工事場所の所在地					
工事の目的	進入路 水路に蓋をかけて通路とする場合					
占用物	新規 (変更後)	占用物の名	規模・数量			
	変更前	床版	幅 1.0m × 延長 6.0m = 面積 6.0㎡			
		変更申請のみ、占用物の名称、規模・数量を記入				許可日から5年間
占用期間	令和 年 月 日（許可日）から 令和 ○年 3月 31日 まで					
工事期間	令和 年 月 日（許可日）から 令和 ○年 ○月 ○日 まで					
占用工事 施工業者	住所	〒○○○-○○○ 明石市魚住町西岡○○○番地の○		担当者	農水 三郎	
	氏名	○○○建設株式会社		電話	090-○○○-○○○○	
復旧方法	法務局備付図面	占用物の構造	工事実施方法			
添付図面 (2部提出)	位置図・公図の写し・平面図・構造図・断面図・求積図・現況写真・利害関係人の同意書・委任状・その他 委任する場合は、申請者の印					
一部はコピーでも可 損害賠償	工事中及び施工後において第三者又は明石市に損害を及ぼした時は、すべて当方において責任を負います。					

伺) 上記の件について許可してよろしいか。

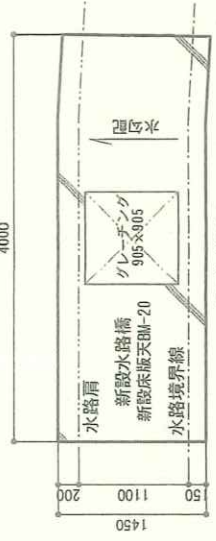
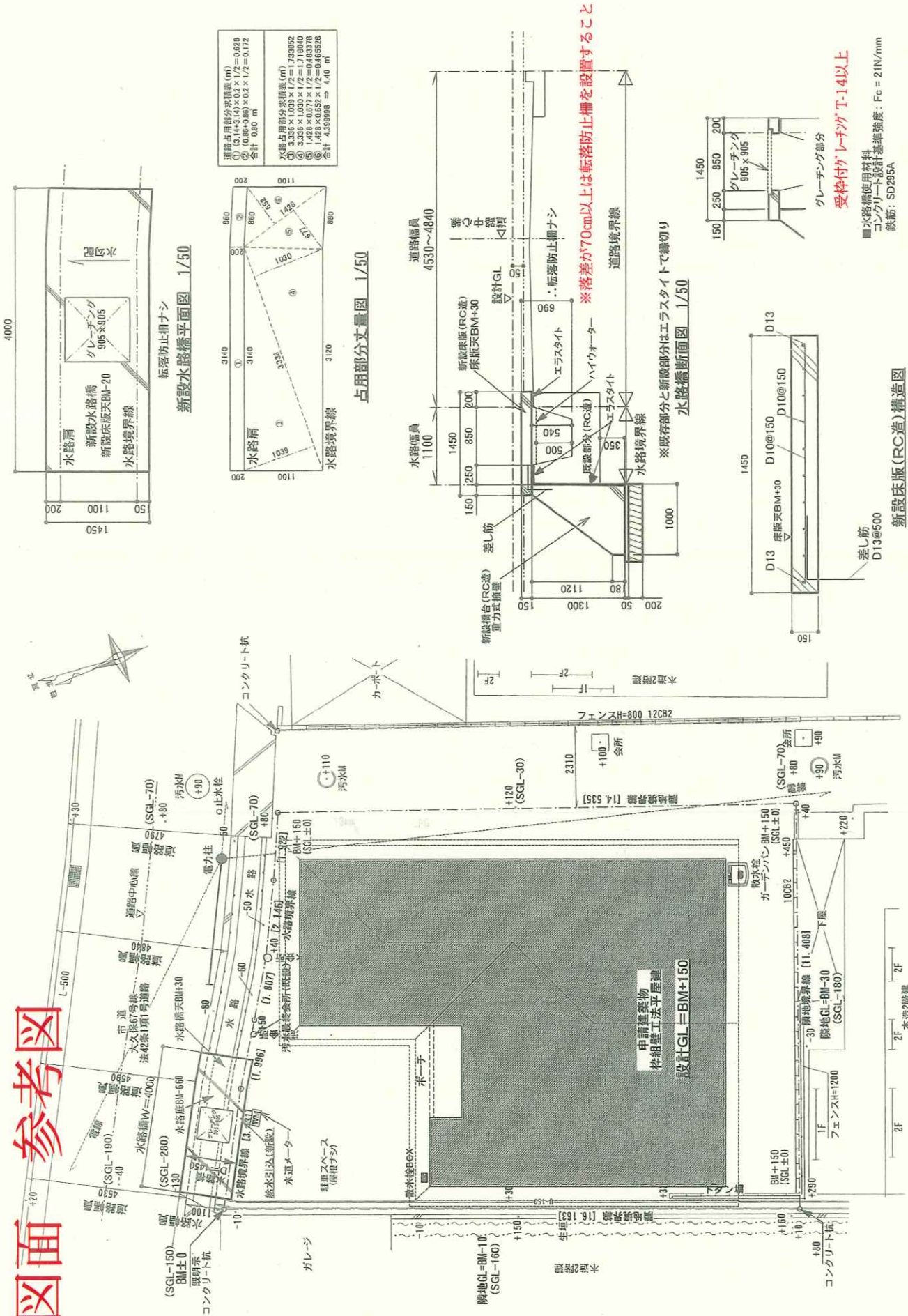
水利組合等の同意書 (様式は任意) です。

農業政策課	課長	係長	担当係長	係

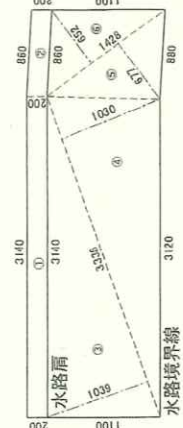
申請の受理後、約10日以内に許可書をお渡します。

決裁完了日 令和 年 月 日

添付図面 参考図

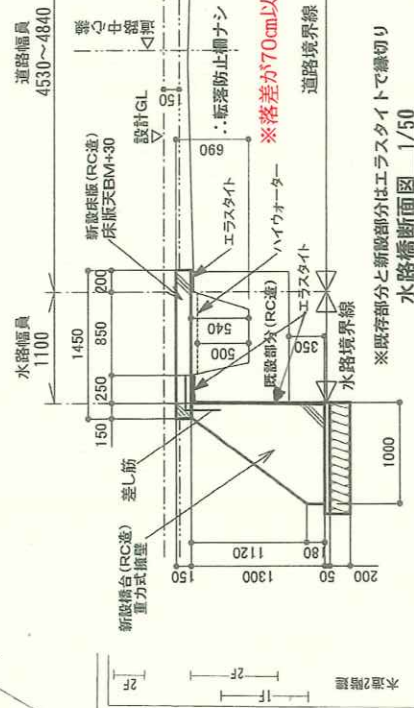


新設水路橋平面図 1/50

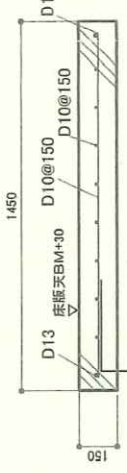


占用部分丈量図 1/50

道路占用部分表積算表 (m)	
①	$(3.14 \times 1.4) \times 0.2 \times 1/2 = 0.528$
②	$(0.40 \times 0.80) \times 0.2 \times 1/2 = 0.172$
合計	0.80 m
水路占用部分表積算表 (m)	
③	$3.336 \times 1.039 \times 1/2 = 1.730952$
④	$1.428 \times 0.777 \times 1/2 = 0.433710$
⑤	$1.428 \times 0.552 \times 1/2 = 0.465528$
合計	4.399998 \Rightarrow 4.40 m



水路橋断面図 1/50



新設床版(RC造)構造図

■水路橋使用材料
コンクリート設計基準強度: $F_c = 21\text{N/mm}$
鉄筋: SD295A

予定建物配置図・水路橋平面 1:100

一部提出して下さい

申請日を記入して下さい

法定外公共物占用料減免申請書 「記入例」

令和 ○年 ○月 ○日

明石市長 様

明石市法定外公共物管理条例第14条の規定による占用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒○○○-○○○○ 明石市中崎1丁目5番1号		
	氏名	明石 太郎 ※法人の場合は (○○株式会社 代表取締役 ○○○○)	電話	078-○○○-○○○○ (090-○○○-○○○○)
占用場所	明石市大久保町大窪○○○番 地先			
占用目的	進入路			
規模・面積	幅1.0m×延長6.0m=面積6.0㎡			
許可番号	明農政指令第 号			
許可年月日	令和 年 月 日			
減免を受ける理由	進入路	・ 条例第14条第3号に該当するため		
	公共道路	・ 減免取扱基準第6号に該当するため		
	支線・支柱	・ 減免取扱基準第8号に該当するため		
	架空線	・ 減免取扱基準第10号に該当するため		
	水道・ガス管	・ 減免取扱基準第12号に該当するため		
	その他	・ 減免取扱基準第○号に該当するため		
添付書類				

該当する減免基準の号名を記入して下さい

※ 上記太線内のみ記入してください。

占用料	円	減免額	円
根拠条例	条例第14条の規定による		

本書のとおり減免してよろしいか。

農業政策課	課長	係長	担当係長	係

決裁完了日 令和 年 月 日

明石市道路占用料減免取扱基準(水路占用準拠)

(改正)

明石市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第19号。以下「条例」という。)第3条第4号の規定に基づき、道路占用料を減免する場合の取扱については、次の表に定めるところによる。

	占 用 物 件 等		減免割合	備 考
第1号	国及び地方公共団体の行う事業		徴収不可	上下水道施設・病院等
第2号	鉄道事業法(昭和61年法第92号)第2条第1項に規定する鉄道で、一般の需要に応ずるもの用に供する施設、同条第5項に規定する索道事業で、一般の需要に応ずるもの用に供する施設		免除	維持管理を目的として占用する足場等を含む。 山陽電車、JR西日本
第3号	国鉄の承継法人等の行う事業等に係る占用物件		免除	
第4号	公職選挙法(昭和25年法第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件		免除	
第5号	街路灯及び防犯灯火		免除	添架広告のあるものを除く
第6号	公共道路(公衆が常時道路交通の一環として通行している道路)		免除	位置指定道路等
第7号	市の街灯を添架する電柱及び電話柱		1/3減額	
第8号	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支線、支柱及び支線柱		免除	
第9号	公共的団体が設置する有線放送施設		免除	自治会等施設
第10号	公共的団体又は電気事業者若しくは認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線		免除	縦断占用は有料 各戸引込線は免除 関西電力・オプテージ等
第11号	テレビ放送の受信障害を解消するために設置する設備で、営利を目的としないもの		免除	
第12号	ガス、電気及び電話の各戸引込地下埋設管		免除	道路(水路)縦断を除く 各戸供給管、雨水排水管は免除
第13号	かんがい排水施設、その他農用地の保全又は利用上必要な施設		免除	
第14号	カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で、営利目的がなく、交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件		免除	自治会掲示板・コミステーション等
第15号	商業振興組合、自治会、その他これらに類する団体が、賑わいづくり、道路景観の向上、商業振興等のために設けるイルミネーション、モニュメント等		免除	アーケード、日よけは個人商店を含む
第16号	消火栓標識柱を設置した者が添架する看板		1/3減額	
第17号	バス事業者が設けるバス停又はタクシー事業者が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋		50%減額	
第18号	電線類の地中化の推進に伴う物件	①電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下に設ける電線、その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。)	2/10減額	8/10徴収
		上記①と一体不可分な物件(変圧器等(連係管路含む)の地上機器をいう。)	8/9減額	1/9徴収
第19号	パーソナル・ハンディホン・システム(PHS)無線基地局		70%減額	アンテナを含む

附則(平成23年4月1日制定)

この基準は、制定の日から施行する。

別 表

占 用 物 件		単 位 (1ヶ月)	占用料 (円)	
宅地等への進入路として利用する水路の蓋掛等		占用面積1平方メートルにつき	100	
「地上施設、物件」 道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	170	
	第2種電柱		260	
	第3種電柱		360	
	第1種電話柱	1本につき	150	
	第2種電話柱		250	
	第3種電話柱		340	
	その他の柱類	1本につき	12	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	2	
	地下電線その他地下に設ける線類		1	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	230	
	広告塔	占用面積1平方メートルにつき	650	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	230		
「地下、架空管類」 道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下埋設物及び架空の管類	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	10
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		12
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		16
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		31
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		78
		外径が1メートル以上のもの		160
	マンホールその他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき	90	

「鉄道関連施設」 道路法第32条第1項 第3号に掲げる施設	軌道その他これに類するもの		占用面積1平方 メートルにつき	230
「家屋一体施設」 道路法第32条第1項 第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけ及びアーケードその他これらに 類するもの（支柱を含む）		占用面積1平方 メートルにつき	160
「空間利用施設」 道路法第32条第1項 第5号に掲げる施設	地下街及び地下室その他これらに類するもの		占用面積1平方 メートルにつき	290
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			230
「移動可能施設」 道路法第32条第1項 第6号に掲げる施設	露店その他これに類するもの		占用面積1平方 メートルにつき	650
「その他政令委任 施設」 道路法第32条第1項 第7号に掲げる工作 物、物件又は施設	広告看板類		表示面積1平方 メートルにつき	430
	電柱及び 電話柱の 広告	塗装巻付のもの	1枚につき	220
		突出しのもの		430
	標識	乗合自動車停留所標識	1本につき	200
		標柱及び標識類		300
	アーチ	柱の直径又は長辺が0.2メートル 未満のもの	1基につき	4,300
		柱の直径又は長辺が0.2メートル 以上のもの		6,900
	工事用仮囲、足場及び工事用材料置き場その他 これらに類するもの		占用面積1平方 メートルにつき	路面 650 上空 430
	広告併用街灯		1本につき	110
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき	360

備 考

- 表示面積、占用面積又は長さに小数点以下の端数があるときは、切り上げとし1平方メートル又は1メートルとして計算します。
- 占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算します。
- 1件の占用料の総額が100円未満であるときは、これを100円とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てとします。